

FASF セミナー「四半期報告書作成上の留意点（平成30年6月第1四半期提出用）」の開催



財務会計基準機構（FASF）では、6月6日（水）～20日（水）にかけて、東京（3回）、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡の9か所で計11回にわたり四半期報告書のセミナーを開催しました。

本セミナーは、企業会計基準委員会（ASBJ）による「企業会計基準委員会の活動状況」とFASFによる「四半期報告書の作成上の留意点（平成30年6月第1四半期提出用）」の2部構成で行われました。

「企業会計基準委員会の活動状況」では、ASBJ担当者より、国内会計基準の開発の状況を中心に講演が行われました。はじめに、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについて紹介し、その後、収益認識に関する会計基準と税効果会計に係る会計基準を中心に、マイナス金利下での退職給付債務の割引率の取扱い、権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理、仮想通貨の会計処理、実務対応報告第18号の改正についても説明しました。

「四半期報告書の作成上の留意点（平成30年6月第1四半期提出用）」では、非財務情報について、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえて改正された項目である「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「新株予約権等の状況」及び第2四半期報告書に関して「大株主の状況」について説明しました。

続いて財務情報について、当第1四半期から原則適用される「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等に関する留意点の説明に加えて、当第1四半期から早期適用が可能となった「収益認識に関する会計基準」等に関する留意点について、表示及び注記（会計方針の変更、追加情報）を中心に説明しました。